

小金井市教育大綱（案）に対する意見募集

市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される、小金井市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、小金井市教育大綱（案）を策定しましたので、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。

○施策名称 小金井市教育大綱（案）

○対 象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所もしくは事業所を有する法人又はその他の団体

○提示期間 令和7年11月20日（木）～同年12月19日（金）

○検討結果の公表等

令和8年2月（予定）。寄せられた意見等は、原則として住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容並びに検討結果及びその理由を公表します。

なお、個人情報、第三者を誹謗中傷するもの又は施策案に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。

また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果、市の考え方等は示しません。

○配布場所等 小金井市教育大綱（案）は、企画政策課（市役所本庁舎2階）、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（同6階）、庶務課（同7階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）で御覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

※ 各施設の開館日は、事前にお問い合わせください。

○提出方法 住所（事務所の所在地）・氏名（団体名及び代表者名）・施策名称を明記し、直接、郵送（必着）、FAX又は専用フォームで次の提出先へ送付してください。

なお、匿名での提出はできません。

また、原則として日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳も送付してください。

用紙は、市ホームページからもダウンロードが可能です。

○提出・問合せ先 小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

（電 話）042-387-9800

（FAX）042-387-1224

（電子メール）s010199@koganei-shi.jp

